

## UBS 海外株式ファンド

- Aコース為替ヘッジあり(野村SMA向け)  
■Bコース為替ヘッジなし(野村SMA向け)

追加型投信／海外／株式

**運用実績** ※当レポートにおける分配金については全て税引前としております。また、基準価額の記載については全て信託報酬控除後としております。

## ■ Aコース為替ヘッジあり

## ファンドデータ

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 基準価額  | 31,798円                          |
| 純資産総額 | 5.4億円                            |
| 設定日   | 2007年10月30日                      |
| 信託期間  | 原則として無期限                         |
| 決算日   | 原則として毎年2月25日<br>(休業日の場合は翌営業日)    |
| ヘッジ比率 | 99.8%                            |
| 信託報酬率 | 純資産総額に対して年率1.023%<br>(税抜年率0.93%) |

## 分配金実績 (1万口当たり、税引前)

| 決算日        | 分配金額 |
|------------|------|
| 2022年2月25日 | 0円   |
| 2023年2月27日 | 0円   |
| 2024年2月26日 | 0円   |
| 2025年2月25日 | 0円   |
| 2026年2月25日 | 0円   |
| 設定来累計      | 0円   |

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。

## ■ Bコース為替ヘッジなし

## ファンドデータ

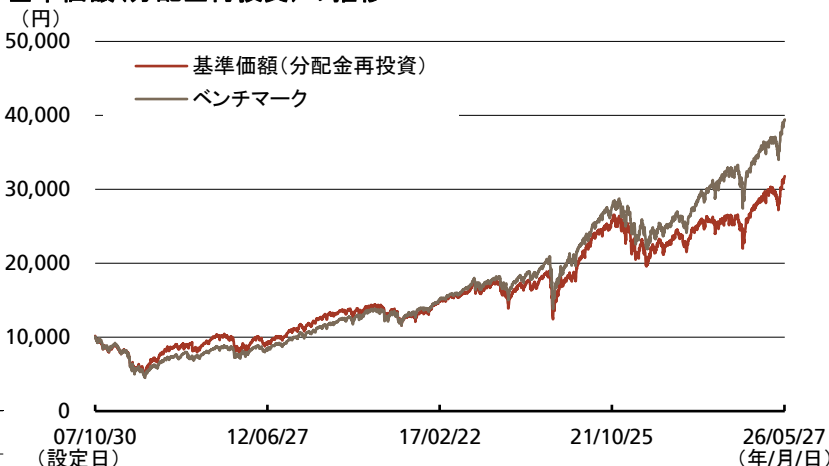
|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 基準価額  | 49,096円                          |
| 純資産総額 | 17.5億円                           |
| 設定日   | 2007年10月30日                      |
| 信託期間  | 原則として無期限                         |
| 決算日   | 原則として毎年2月25日<br>(休業日の場合は翌営業日)    |
| 信託報酬率 | 純資産総額に対して年率1.023%<br>(税抜年率0.93%) |

## 分配金実績 (1万口当たり、税引前)

| 決算日        | 分配金額 |
|------------|------|
| 2022年2月25日 | 0円   |
| 2023年2月27日 | 0円   |
| 2024年2月26日 | 0円   |
| 2025年2月25日 | 0円   |
| 2026年2月25日 | 0円   |
| 設定来累計      | 0円   |

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。

## 基準価額(分配金再投資)の推移

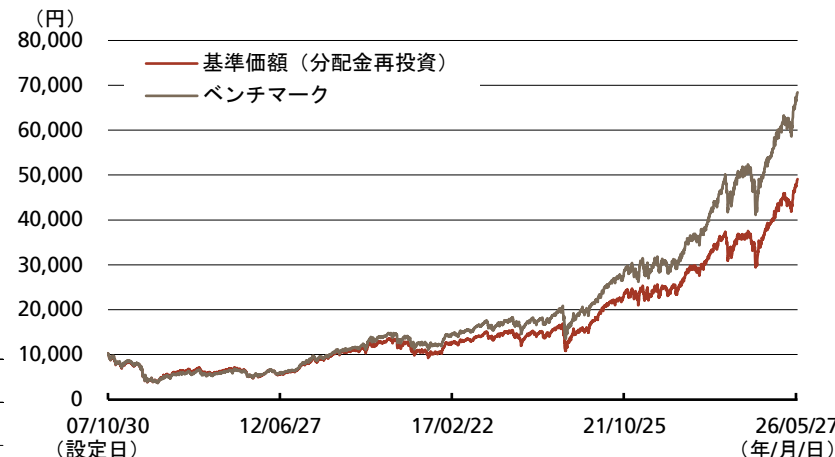


## 基準価額(分配金再投資)の騰落率

|        | 1ヶ月   | 3ヶ月   | 6ヶ月   | 1年     | 3年     | 設定来     |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|
| ファンド   | 5.88% | 7.30% | 8.22% | 23.66% | 39.81% | 217.98% |
| ベンチマーク | 5.32% | 6.69% | 9.47% | 22.58% | 56.35% | 294.25% |

※上記グラフは設定日から報告基準日までのデータを表示しています。  
※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。  
※MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックス(円ヘッジ、円換算ベース)をベンチマークとしています。  
※騰落率は各応答日で計算しています。※応答日が休業日の場合は前営業日の数値で計算しています。  
※基準価額の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。  
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

## 基準価額(分配金再投資)の推移



## 基準価額(分配金再投資)の騰落率

|        | 1ヶ月   | 3ヶ月    | 6ヶ月    | 1年     | 3年      | 設定来     |
|--------|-------|--------|--------|--------|---------|---------|
| ファンド   | 5.46% | 10.65% | 12.26% | 42.44% | 84.22%  | 390.96% |
| ベンチマーク | 4.89% | 9.75%  | 13.59% | 41.25% | 107.89% | 584.22% |

※上記グラフは設定日から報告基準日までのデータを表示しています。  
※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。  
※MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックス(円換算ベース)をベンチマークとしています。  
※騰落率は各応答日で計算しています。※応答日が休業日の場合は前営業日の数値で計算しています。  
※基準価額の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。  
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。

ポートフォリオの状況 ※表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

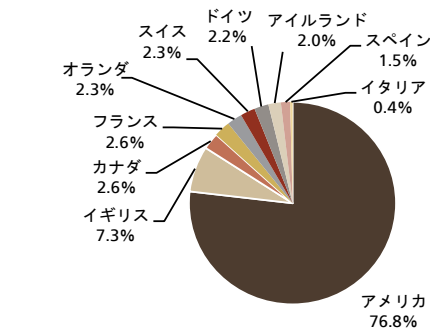
資産構成比

※資産構成比は、マザーファンドの純資産総額に占める割合です。

|         |        |
|---------|--------|
| 株式      | 99.5%  |
| その他 現金等 | 0.5%   |
|         | 100.0% |

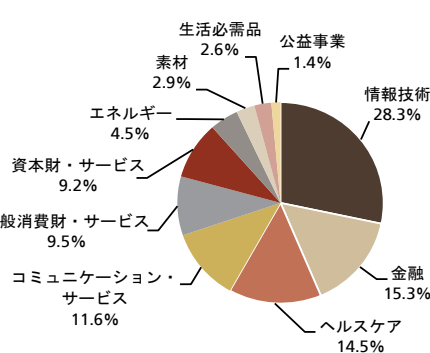
国・地域別構成比

※国・地域別構成比は、マザーファンドの株式の評価総額合計に占める割合です。



業種別構成比

※業種別構成比は、マザーファンドの株式の評価総額合計に占める割合です。  
※業種はGICS体系を使用しています。



組入れ上位10銘柄（銘柄数合計： 66銘柄）

| 銘柄名                 | 国・地域 | 業種             | 銘柄概要                                                                         | 構成比  |
|---------------------|------|----------------|------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 エヌビディア            | アメリカ | 情報技術           | 半導体メーカー。画像処理半導体（GPU）を主に、AI向けデータセンター、ネットワーク、自動車関連製品・ソフトを展開する。                 | 6.3% |
| 2 アルファベット           | アメリカ | コミュニケーション・サービス | 持株会社。子会社を通じて、検索、動画配信、クラウドを中核に、広告、基本ソフト、AI関連事業などを手掛ける。                        | 5.8% |
| 3 アマゾン・ドット・コム       | アメリカ | 一般消費財・サービス     | オンライン小売会社。書籍、音楽、コンピューター、電子機器、家庭用品など多岐にわたる製品を販売する。またクラウド・コンピューティング・サービスも提供する。 | 4.6% |
| 4 マイクロソフト           | アメリカ | 情報技術           | ソフトウェアメーカー。クラウドサービス、業務ソフトウェア、AI関連サービス、ゲーム事業などをグローバルに展開する。                    | 4.4% |
| 5 ブロードコム            | アメリカ | 情報技術           | 半導体・ソフトウェア会社。通信・データセンター向け半導体を主に、ネットワーク関連製品や企業向けソフトも展開する。                     | 3.4% |
| 6 アップル              | アメリカ | 情報技術           | 電子機器・サービス会社。スマートフォンを中心に、パソコンやウェアラブル端末を展開し、各種デジタルサービスも提供する。                   | 2.9% |
| 7 マイクロン・テクノロジー      | アメリカ | 情報技術           | 半導体メーカー。子会社を通じて、DRAM、SRAM、フラッシュ・メモリーなどの半導体部品やメモリーモジュールを製造、販売する。              | 2.9% |
| 8 メタ・プラットフォームズ      | アメリカ | コミュニケーション・サービス | ソーシャルネットワーク・ウェブサイト運営会社。交流サイトやメッセージングサービスを運営し、広告事業を主に、VR・AR関連製品も手掛ける。         | 2.7% |
| 9 アドバンス・マイクロ・デバイス   | アメリカ | 情報技術           | 半導体メーカー。コンピューター、ゲーム機、家電などに搭載されるCPU、APU、GPU、チップセットなどを製造・販売する。                 | 2.6% |
| 10 イーライリー・アンド・カンパニー | アメリカ | ヘルスケア          | 製薬会社。糖尿病、肥満症、がん、免疫、神経疾患向け医薬品の研究、開発、製造、販売を手掛ける。                               | 2.1% |

※構成比は、マザーファンドの純資産総額に占める割合です。  
※業種はGICS体系を使用しています。

上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。

## 市場概況

---

### **米国株式**

米国株式市場は月間で上昇しました。月前半は、米消費者物価指数(CPI)などのインフレ指標の高止まりを受け、米連邦準備制度理事会(FRB)の早期利下げ観測が後退したことから、株式市場では一時的に利益確定売りが優勢となる場面がありました。しかしその後は、堅調な企業業績やAI関連投資の拡大期待が相場を支え、半導体・テクノロジー関連株を中心に上昇しました。月末にかけても投資家のリスク選好姿勢は維持され、主要株価指数は過去最高値圏で推移しました。

### **欧州株式**

欧州株式市場は月間で上昇しました。月前半は、AI関連の成長期待を背景にテクノロジー株の一角が相場を支えた一方、原油価格の上昇やインフレ動向、欧州中央銀行(ECB)の金融政策を巡る警戒感、中東情勢を背景とした地政学リスクなどから上値の重い場面もありました。月後半は、中東情勢を巡る過度な警戒感がやや和らぎ、原油価格の下落が投資家心理の改善につながりました。加えて、テクノロジー株や銀行、航空など景気敏感株への買いが支えとなり、欧州株式市場は上昇して月を終えました。

※上記の市場概況は、現地市場の月末ベースのパフォーマンスを基に作成しており、ファンド・ベンチマークのパフォーマンスとは算出する時点が異なります。

※上記の市場概況は、本資料作成時点のものであり、将来の動向や結果を示唆、保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合があります。

## ファンドの特色

- 当ファンドはMSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックスを構成する世界株式市場における発行体の株式を主要投資対象とします。<sup>（注）</sup>  
市場価格と投資価値の乖離を超過収益の源泉とし、アクティブ運用によりベンチマーク対比の超過収益の獲得を目指します。  
（注）ファンドは、UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて表記の投資対象に投資します。なお、世界の株式等に直接投資することがあります。
- 信託財産に属する実質外貨建資産については、対円で為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る「Aコース為替ヘッジあり」と、原則として為替ヘッジを行わない「Bコース為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

### 株式の価格変動リスク

#### ◆ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ◆ 信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

### 為替変動リスク

外貨建資産を円ベースにした場合、その資産価値は為替レートの変動により影響を受けることになります。とりわけ為替ヘッジを行わないUBS海外株式ファンドBコース為替ヘッジなし（野村SMA向け）においては、円と投資対象通貨との間の為替変動の影響を受けることになり、円高方向へ進んだ場合には基準価額が下落する要因となります。また、UBS海外株式ファンドAコース為替ヘッジあり（野村SMA向け）においては、原則として対円で為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたっては、為替ヘッジコストの発生等が基準価額の変動要因となるなど、すべての為替変動リスクを回避できるわけではありません。

### カントリー・リスク

投資対象国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。

### 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

## その他の留意点

### 【クーリング・オフ】

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 【分配金に関する留意点】

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

### 【流動性リスクに関する留意点】

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

投資者が直接的に負担する費用

| 時期  | 項目      | 費用      |
|-----|---------|---------|
| 購入時 | 購入時手数料  | ございません。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | ございません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 時期                                                                                             | 項目                                                                                           | 費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 保有時                                                                                            | 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                             | 日々の純資産総額に年率1.023%(税抜年率0.93%)を乗じて得た額とします。<br>(運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率)<br>配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                |                                                                                              | <table><tr><td>純資産総額のうち</td><td>100億円以下の部分</td><td>100億円超<br/>300億円以下の部分</td><td>300億円超<br/>500億円以下の部分</td><td>500億円超<br/>の部分</td></tr><tr><td>委託会社</td><td>0.78%</td><td>0.80%</td><td>0.82%</td><td>0.83%</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.05%</td><td>0.05%</td><td>0.05%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.10%</td><td>0.08%</td><td>0.06%</td><td>0.05%</td></tr></table> | 純資産総額のうち   | 100億円以下の部分           | 100億円超<br>300億円以下の部分 | 300億円超<br>500億円以下の部分 | 500億円超<br>の部分 | 委託会社 | 0.78% | 0.80% | 0.82% | 0.83% | 販売会社 | 0.05% | 0.05% | 0.05% | 0.05% | 受託会社 | 0.10% | 0.08% | 0.06% | 0.05% |
|                                                                                                |                                                                                              | 純資産総額のうち                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 100億円以下の部分 | 100億円超<br>300億円以下の部分 | 300億円超<br>500億円以下の部分 | 500億円超<br>の部分        |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                |                                                                                              | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.78%      | 0.80%                | 0.82%                | 0.83%                |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                |                                                                                              | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.05%      | 0.05%                | 0.05%                | 0.05%                |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                | 受託会社                                                                                         | 0.10%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 0.08%      | 0.06%                | 0.05%                |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                | <役務の内容>                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                | 委託会社 委託した資金の運用の対価                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                | 販売会社 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、<br>口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                | 受託会社 運用財産の管理、運用指図実行等の対価                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
| ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎<br>計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われま<br>す。 |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
| ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る<br>報酬から支払われます。                                       |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
| その他の費用・<br>手数料                                                                                 | 諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算<br>期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な<br>費用 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                | 監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                | 印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用<br>(EDINET含む)等                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                | 実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                | 売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                | 保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|                                                                                                | ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示する<br>ことができません。                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |                      |                      |                      |               |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |      |       |       |       |       |

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの関係法人

|                    |                                                                                                                         |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社               | UBSアセット・マネジメント株式会社<br>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号<br>加入協会：一般社団法人資産運用業協会、<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会                             |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド<br>(マザーファンドの運用の指図)                                                                              |
| 受託会社               | 三井住友信託銀行株式会社                                                                                                            |
| 販売会社               | 野村證券株式会社<br>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号<br>加入協会：日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 |

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡しますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2026. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。